

北山エリア全体調和意見聴取会議設置要領

(目的)

第1条 「憩いの緑と躍動するまちが融合した文化創造の森の創出」を基本理念として実施してきた、旧総合資料館跡地等活用、植物園整備検討及び共同体育館整備等の北山エリア各施設における意見聴取等の経過を踏まえ、北山エリアの全体調和等について整理を行うため、地域関係者や有識者から幅広く意見を聴取することを目的に、北山エリア全体調和意見聴取会議（以下、「会議」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 北山エリアの全体調和に関すること。
- (2) 旧総合資料館跡地の整備に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、選任された日から1年とし、再任することができる。
- 3 知事は、委員のうちから座長を指名することができる。
- 4 知事は、必要に応じて会議を招集する。
- 5 座長は、議事を運営する。
- 6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の責務)

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

(委員以外の者の出席)

第5条 知事は、会議において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

(公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要領は、令和8年8月20日から施行する。